

第7次枕崎市総合振興計画及び第3期枕崎市地方創生総合戦略策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 背景及び目的

枕崎市においては、現行の第6次枕崎市総合振興計画及び第2期枕崎市地方創生総合戦略の計画期間が令和7年度で終了するため、新たなまちづくりの指針となる第7次枕崎市総合振興計画及び第3期枕崎市地方創生総合戦略（人口ビジョンを含む）の策定準備を進めている。

については、本市を取り巻く社会環境の変化や課題の整理、現行計画の検証、幅広い市民ニーズの把握など策定に必要となる業務を委託するに際して、最も適切な事業者（以下「受託候補者」という。）の選定を行うために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

第7次枕崎市総合振興計画及び第3期枕崎市地方創生総合戦略策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第7次枕崎市総合振興計画及び第3期枕崎市地方創生総合戦略策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について本市及び受託事業者の双方で確認を行う。

(3) 業務期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、令和7年12月中旬から第7次枕崎市総合振興計画及び第3期枕崎市地方創生総合戦略策のパブリックコメント（意見公募期間30日間）が実施できること。

(4) 契約上限金額

金15,180,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 過去3年以内（令和4年4月1日以降）に、市区町村が発注した総合計画（市区町村の最上位計画に位置付けられた計画であって名称は問わない。）を元請として遂行した実績を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

ウ 参加表明書の提出期限の日において、本市から指名停止措置を受けていない

こと。

エ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく手続をしていないこと。

カ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び枕崎市暴力団排除条例（平成24年枕崎市条例第18号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

キ 九州管内に本社又は支社、営業所を有していること。

(2) 費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

(3) 複数提案の禁止

提案は一参加者につき、一案のみとする。

(4) 配布資料（本市ホームページからダウンロードすること。）

① 公募型プロポーザル実施要領

② 仕様書

③ 様式第1～4号（参加表明書、企画提案書提出届、見積書、質問書）

4 日程

実施内容	日 程	提出物
公表（本市ホームページへの掲載）	令和7年4月10日（木）	
質問書の提出期限	令和7年4月18日（金）	様式第4号
質問回答期限（本市ホームページへの掲載）	令和7年4月22日（火）	
参加表明書、会社案内、業務実績一覧、その他書類の提出期限 ※その他書類は、「6（4）提出書類」に記載のとおり。	令和7年4月28日（月） 午後5時15分必着	様式第1号 様式の定めのないものは任意様式
企画提案書、見積書の提出期限	令和7年5月20日（火） 午後5時15分必着	様式第2～3号、 企画提案書等一式
審査の実施（プレゼンテーション）	令和7年5月下旬	
選定結果の通知・公表	令和7年5月下旬	
契約の締結	令和7年5月下旬～6月上旬	

※事前説明会は実施しない。

※「審査の実施（プレゼンテーション）」の日程及び会場（枕崎市内）等の詳細は、参加表明者に後日連絡する。

5 質問の受付

(1) 質問書の受付

- ア 提出書類：質問書（様式第4号）
- イ 提出期限：「6（4）提出書類」のとおり
- ウ 提出方法：電子メールにより送信し、必ず着信を電話で確認すること。
- エ 提出先：kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp
 CC：seisaku@city.makurazaki.lg.jp
 （枕崎市企画調整課企画調整係 電話0993-76-1089）
- オ 回 答：文書回答（本市ホームページへの掲載）

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：「6（4）提出書類」のとおり

(2) 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。投函したことを連絡すること。

(3) 提出先：〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

枕崎市企画調整課企画調整係 総合振興計画担当宛

(4) 提出書類

内 容	部 数	提出期限
①参加表明書（様式第1号）	正本1部	令和7年4月28日（月） 午後5時15分必着
②会社案内（任意様式）	正本1部	
③業務実績一覧（任意様式） <u>※過去3年以内（令和4年4月1日以降） に実施した実績を明示すること。（参加 資格要件）</u> ※業務実績一覧の掲載数は最大10件とし、 原則として新しい物から順に記載すること。 なお、令和3年度以前の実績の掲載可。 ※「計画期間の対象人口が3万人以下の市 町村の単独の計画」の策定実績がある場 合、それを明示すること。	正本1部	

<p>④その他書類（任意様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為 ・財務諸表等参加者の直近の経営状況を確認できるもの ・過去3年以内に実施した同種業務の成果物の写し（例：総合計画のページの一部や概要版等デザイン性の成果がわかるもの） 	<p>正本 1 部</p>	<p>令和7年4月28日（月） 午後5時15分必着</p>
<p>⑤企画提案書提出届（様式第2号）</p>	<p>正本 1 部</p>	
<p>⑥提案書（任意様式、A4横長辺綴じの両面印刷とし、ページ数に制限はない。）</p> <p>※別紙の仕様書に示す「3 業務内容」に関する提案を含むこと。</p> <p>※副本については、氏名、ロゴ等を伏せ、提案者の特定ができる表現がないようにすること。</p>	<p>正本 1 部 <u>副本 6 部</u></p>	<p>令和7年5月20日（火） 午後5時15分必着</p>
<p>⑦見積書（総額及び内訳） （総額：様式第3号、内訳：任意様式）</p>	<p>正本 1 部</p>	

7 受託候補者等の選定方法

- (1) 参加者から提出された書類（参加表明書、業務実績一覧、その他書類のうち、定款又は寄附行為、財務諸表等参加者の直近の経営状況を確認できるもの）で参加要件を審査した後、プレゼンテーションを実施し、契約の相手方候補となる**受託候補者と次点者を選定**する。
- (2) プレゼンテーションは原則として対面で、一参加者につき提案時間を30分、質疑応答時間を10分とする。なお、必要に応じて電話またはEメールでヒアリングを行うことがある。
- (3) 参加者が1者となった場合は、審査の結果、技術点の6割以上の評価があれば、受託候補者とする。

8 審査

提案書の審査は、次のとおり行う。

- (1) 審査員それぞれが提案書の内容とプレゼンテーション・価格について採点し、各審査員の採点を合計し、最も高い者を受託候補者とし、次点の者を次点者とする。
- (2) 審査項目は、「別紙 審査項目」のとおりとする。
- (3) 審査の結果は参加者に文書で通知する。

9 契約締結等

受託候補者の決定後、受託候補者の提案内容を基本として協議を行い、必要があるときは仕様書を変更することができるものとする。

契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者が選定以後に、失格要件に該当すると認められた場合、本市と受託候補者による本業務委託締結交渉が不調となった場合または、都合により辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

10 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの
- (3) 見積書の金額が、契約上限金額を超過したもの
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (6) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

11 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書は無償で複製し、使用することができるものとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。

12 担当窓口

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

枕崎市企画調整課企画調整係

電話：0993-76-1089

E-mail：kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp（企画調整係共用）

別紙 審査項目

審査項目	主な審査内容	審査基準
履行の 確実性 (技術点)	実施体制の充実度	<p>作業者の人数が示され、実施体制表などにより各人の役割や責任が明確にされているか。</p> <p>機動的な対応（技術者の所在地、要求への素早い対応など）が期待できる体制となっているか。</p> <p>管理責任者や担当者の資格・経歴・実績について評価する。</p> <p>実施体制にデザイナーが含まれているか。</p>
	同種業務実績	<p>同種業務の実績件数（参加資格の直近3年以内に限らず審査の対象とする）</p> <p>人口3万人以下の自治体に係る同種業務の実績があるか。ただし、単独市町村の計画に限る。</p>
	業務スケジュールの 妥当性	<p>実施計画工程が入念に検討されているか。</p> <p>市民ワークショップ（2回）及び審議会（3回）の開催時期が明示されているか。</p> <p>第6次総合振興計画及び第2期地方創生総合戦略の結果分析、課題、ニーズ把握調査の期間は適切か。</p> <p>業務が年度内に完了する工程となっているか。また、パブリックコメントが考慮されているか。</p>
提案内容の 充実度 (技術点)	業務目的の理解度	<p>実施要領・仕様書に即した適切な企画提案書等が提出されているか。</p> <p>本市の課題について、深い分析が期待できるか。</p> <p>総合振興計画と総合戦略それぞれの目的を理解し、整合を図る考えが示されているか。</p> <p>各分野で策定されている個別の計画（福祉計画や環境計画など）に触れているか。</p>
	業務の 具体性・妥当性	<p>中立的な立場で多面的に検討する内容になっているか。</p> <p>現状把握や課題、ニーズ把握の具体的な調査方法が示されているか。</p> <p>デジタルを活用し、アナログ手法では成し得ないエビデンスの獲得や分析が期待できるか。</p> <p>市民ワークショップ等、市民の意見を反映させる具体的な手法について妥当な提案がされているか。</p> <p>機能的なデザインで、内容が市民に伝わりやすい成果物の作成が期待できるか。</p> <p>（提出された概要版等でも確認します。）</p>
効果 費用対	見積書の 妥当性	<p>費用対効果を審査します。</p>